

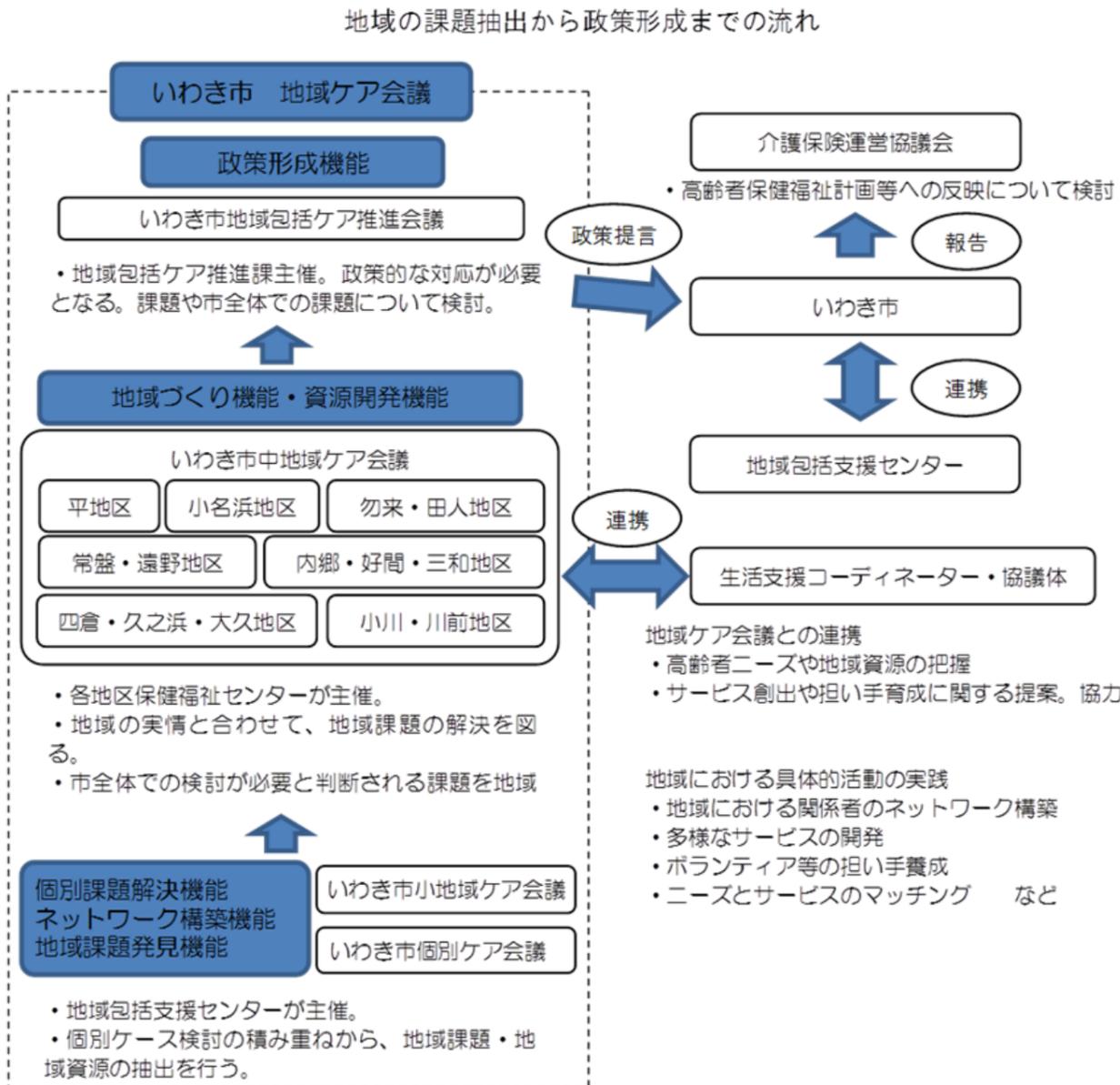
次期高齢者保健福祉計画の策定について

1 いわき市高齢者保健福祉計画の概要等

現行のいわき市高齢者保健福祉計画は、計画期間を平成27年度から29年度と設定し、老人福祉法及び介護保険法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」のそれぞれに対応するものであり、これらの計画を一体的な計画として作成し、本市の高齢者保健福祉施策の推進を図っているものである。

今年度については、計画期間の最終年度であり、「いわき市介護保険条例」第24条第1項の規定に基づき、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表により構成される「いわき市介護保険運営協議会」において、議論・検討を行い、計画策定に向けた会議が開催されている。

なお、「運営協議会」では、「いわき市地域包括ケア推進会議」で検討された市全体での課題や課題解決のための施策などについて、次期高齢者保健福祉計画への反映を検討していくこととしている。



2 現行計画の特色について

現行計画は、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年に向け、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」構築のための取組みを本格化していく計画として位置づけている。

なお、基本目標については、高齢者の状態像に応じた設定がなされており、取組みの視点については、いわき市包括ケアシステム構築のために必要とされる8つの視点を設定している。



3 次期高齢者保健福祉計画策定にあたっての留意点

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者保健福祉計画は、現行計画から「地域包括ケア計画」と位置付け、平成37年を見据えた本市の高齢者保健福祉のあり方を示す計画となっていることから、次期計画では「基本理念」「平成37年に向けたビジョン」「基本目標」は、現行計画を踏襲し、「8つの取組みの視点」の整理・取組み実績や今後の方向性等について修正を行う。

(2) 地域別計画の策定について

中地域ケア会議の7地域ごとに、各地域の現状と課題、次期計画における取組みを新たに記載する予定。市内全域で実施される取組みを進める以外に、地域の特性に応じた対応や、特定の課題について重点的な取り組みが求められるものもあると考えられることから、地域ごとの状況や取組みを記載する。